

令和7年度県立高等学校入学者選抜合否判定基準【一般・2次】

沖縄県立那覇工業高等学校

○調査書、学力検査等の成績及び面接の結果を基に、合否判定を行う。なお、調査書と学力検査等の成績との比重は、5対5とする。

○各科・コースごとに、相関図を作成し、得点の高い順に並べ、「A圏」「B圏」および「C圏」を設定し、総合的に合否判定を行う。

〈各圏の設定〉

A圏：内申、学力検査に基づいて募集人員の80%程度の範囲。

※A圏の中で審議事項を有するものをA'とする。

B圏：募集人員の110%程度の範囲で、そこからA圏を除いたもの。

※B圏の中で審議事項を有するものをB'とする。

C圏：A圏とB圏を除いた残りのもの。

〈審議事項〉次のいずれかに該当する者は、審議の対象とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①調査書の「特別活動の記録」及び「行動の記録」に○が1つもない
また、記録及び所見の内容が著しく悪い②正当な理由が無く、各学年の欠席が10回以上ある
また、届出であっても、3年間で80日以上欠席がある③評定に1がある④学力検査で9点以下の科目がある |
|---|